平成２２年（フ）第５５６号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56県営もみじが丘アパート８－６－１
債務者　黒澤　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
茨城県水戸市姫子１―467―14　シティハイム・コガワ103号、住民票上の住所茨城県筑西市梶内815番地２
債務者　永瀬　裕一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅４号棟1042号室
債務者　中田みつ江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１８６号
京都市右京区梅津石灘町３番地
債務者　青沼あゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下65番地　３―402号
債務者　白川　良一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８６号
京都市山科区小野鐘付田町22番地２　イーグルコート小野304号
債務者　原　　治美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９０号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下１番地の１　１―105号
債務者　優良工業こと　白川　良雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７１号
京都府木津川市加茂町北小谷45番地３　小谷下団地108
債務者　重藤　慶子（債務発生時の姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８１号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地13棟407号
債務者　長谷川加奈子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号
京都市山科区勧修寺縄手町22番地　メゾン勧修寺101号
債務者　佐藤左知子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９６号
京都府宇治市木幡西中44番地の２　メゾンドゥ木幡106号
債務者　福田　正美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９７号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅２―106
債務者　髙木　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１１号
京都府宇治市宇治琵琶16番地の２　ユニライフ宇治琵琶Ⅱ512号
債務者　今川　博文
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２１号
京都市伏見区淀生津町235番地の67
債務者　栗原造園土木こと　栗原　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９７号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町48番地
債務者　藤田佳代子（旧姓隈本）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６００号
京都市山科区椥辻中在家町28番地228
債務者　安那　　泉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０４号
京都府長岡京市久貝３丁目２番26号　西ノ丘ハイツ101
債務者　レッスルファクトリーこと　伊藤　富人
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係